

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 8 年 8 月
社会・援護局福祉基盤課
消費生活協同組合業務室

1. 改正の背景

- 令和 6 年 9 月、企業会計基準委員会（注 1）において、国際的な会計基準との整合性を図るため「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号。以下「新リース会計基準」という。）が公表された。

（注 1） 公益財団法人財務会計基準機構の内部組織であり、日本の会計基準の設置主体となっている。

- 組合は、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。）第 31 条の 9 第 1 項及び第 2 項の規定により、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないこととされている。当該厚生労働省令で定める会計処理の基準については、上述の新リース会計基準を参考とし、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）に準じた規定としているところである。

- 今回の新リース会計基準等の公表（注 2）に伴い、会社計算規則が改正されたことを踏まえ、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第 1 号）においても所要の見直しを行う。

（注 2） 新リース会計基準の公表と同時に企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」及び企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」が改正されている。

2. 改正の内容

- 会社計算規則における用語の変更に伴い、「リース資産」を「使用権資産」に、「リース債務」を「リース負債」に、それぞれ改正するとともに、「リース契約」及び「リース取引」を「リース」に統一する。

- 新リース会計基準における会計処理の変更に伴い、これまでファイナンス・リースにおけるリース資産及びリース債務を計上し、リース資産に係る減価償却費とリース債務に係る利息相当額を計上していたものを、全てのリースについて使用権資産及びリース負債を計上し、使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額を計上することとする。

- 新リース会計基準等の公表に伴い、決算関係書類における注記について、「リースにより使用する固定資産に関する注記」を「リースに関する注記」に改正し、「金融

商品に関する注記」における金融商品の時価についての注記の対象からリース負債を除く規定を新たに設け、「賃貸等不動産に関する注記」を新たに注記項目とする。

- 会計方針の変更を行った場合、その変更を遡及適用した上、過去の財務諸表の主要な表示科目に対する影響額を注記することが原則であるが、新リース会計基準については、過去の損益計算書への影響額を算定することについて莫大なコストがかかることに鑑み、遡及適用ではなく、累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該年度の期首から新たな会計方針の適用ができるとする経過措置を設ける。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠規定

- 法第 31 条の 9 第 1 項及び第 2 項（法第 73 条において準用する場合を含む。）、第 53 条の 16 第 1 項第 2 号、第 53 条の 18 第 1 項第 1 号ロ並びに第 92 条の 2 第 3 項

4. 公布日等

公 布 日：令和 8 年 10 月上旬（予定）

施行期日：令和 9 年 4 月 1 日